

指名停止について

令和 3 年 4 月 1 日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

株式会社 タケショー

新潟市北区西名目所 5503-1

2 指名停止期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 6 月 3 0 日まで（3 か月）

3 指名停止の理由

【不正又は不誠実な行為】

令和 3 年 3 月 2 5 日に執行した「管物第 3 号 二酸化炭素測定器（Co2モニター）購入」の入札について、落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった。

この行為が、阿賀野市物品の調達及び役務の提供等入札参加資格審査規定の第 2 条第 2 項に該当するため。